

子母発0424第5号
障企発0424第4号
平成31年4月24日

特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク 代表理事 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成31年政令第160号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号）とともに、同日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑の施行にむけて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の周知

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

貴団体におかれても、例えば、関係機関でのリーフレットの配布、関係機関の所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 相談支援への協力

法において、国及び都道府県は、支給手続に関する周知と併せ、請求の利便のため相談支援を実施することされており、その際には、周知と同様に、障害者支援に関わる関係者の協力を得て、障害の特性に配慮して行うこととされています。

国及び各都道府県には、相談支援のための窓口が設置されますが、貴団体におかれましても、関係者の方を始め、一時金支給の請求を希望する方が円滑に請求できるよう、相談支援の取組への積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

別添 1：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添 2：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律関係資料（関係法令・通知）

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

工藤、池田、釘持

電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）